

**特定社会基盤役務の  
安定的な提供の確保に関する制度の  
一般港湾運送事業追加に向けた  
準備状況等について**

**2024年12月**

**1. 一般港湾運送事業追加に向けた準備状況**

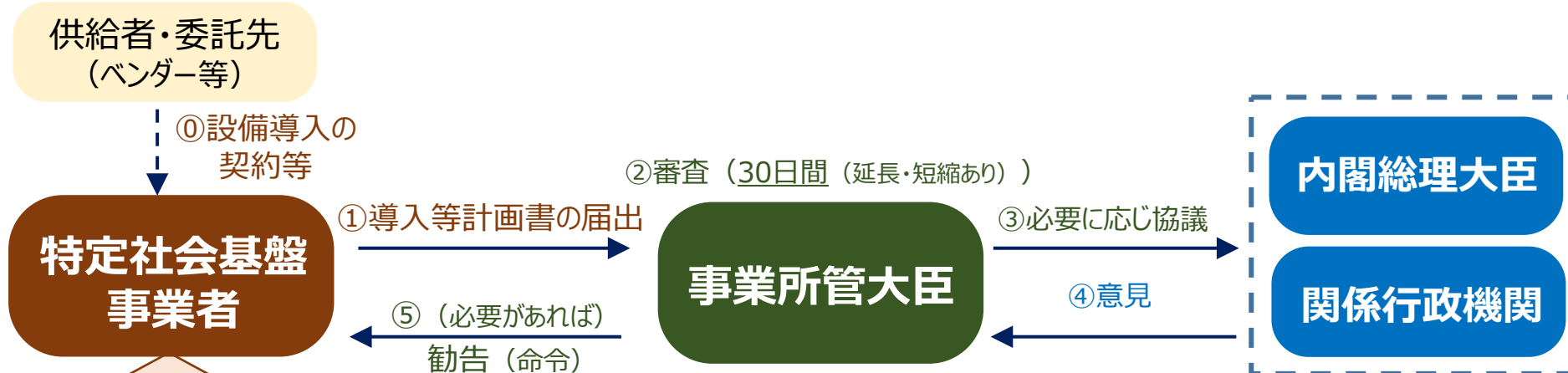
2. 医療分野の追加に関する検討

3. 参考資料

# 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度の概要等

- 経済安全保障推進法の基幹インフラ制度は、**法律で電気、ガスなどの重要な14の事業を定め**たうえで、政令によって規制対象事業を絞り込み（特定社会基盤事業）、そのうち特に重要な事業者が、重要な設備の導入等をしようとした際、事前に審査をする制度。
- **港湾関係の事業は特定社会基盤事業に含んでいなかったが、令和5年7月の名古屋港のサイバー攻撃事案の発生**を受け、特定社会基盤事業として**一般港湾運送事業を追加する法改正**を行い、港湾運送の役務の安定提供の確保を図ることとした。
- 今後、改正法の施行に向けて必要な政省令を整備することとしている。

## 制度のスキーム



(1) **対象事業**…法律で次の分野を外縁として規定。それぞれの分野について、必要な範囲に細分化し**政令**で絞り込み。

1.電気	2.ガス	3.石油	4.水道	5.鉄道
6.貨物自動車運送	7.外航貨物	<b>8.港湾運送 (注)</b>	9.航空	10.空港
11.電気通信	12.放送	13.郵便	14.金融	15.クレジットカード

(2) **対象事業者 (特定社会基盤事業者)** …事業毎に所管大臣が**省令**で基準を作成、該当者を指定・**告示**。令和6年11月末現在、213者。

(注) **令和6年5月17日、港湾運送分野を追加する改正法が公布**。公布日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

# 特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度における規制対象について

① **特定社会基盤事業**：特定社会基盤役務（①「国民生活又は経済活動が依存している役務であって、その利用を欠くことにより、広範囲又は大規模な社会混乱を生ずるなどの経済・社会秩序の平穩を損なう事態が生じ得るもの」又は②「国民の生存に不可欠な役務であって、その代替が困難であるもの」）の提供を行うものを**政令**で規定

② **特定社会基盤事業者**：事業区分ごとに指定基準を**省令**で定め、対象事業者を指定

※ 事業規模又は代替可能性のいずれか又はその両方を考慮し、事業ごとの実態を踏まえて定めることとされている

※ 指定は適正な競争関係を不当に阻害することがないように配慮すること、中小規模の事業者の指定についてはより慎重に検討を行うことに留意

## ＜特定社会基盤事業者の指定基準の例＞

給水人口（水道事業）、運航便数のシェア（航空運送事業）、5G開設計画の認定の有無（電気通信事業）

③ **特定重要設備**：役務の安定的な提供において重要、かつ妨害行為の手段として使用されうるものを**省令**で規定

※ 省令を定める際、適正な競争関係を不当に阻害することのないようにすること、過度な負担を生じないよう対象は真に必要な範囲に限定することに配慮

## ＜特定重要設備の例＞

需給制御システム（一般送配電事業）、浄水施設の監視制御システム（水道事業）、列車運行管理システム（鉄道事業）、電気通信設備の制御機能を有する設備（電気通信事業）、預金・為替取引システム（銀行業）、取引認証設備（クレジットカード）

④ **構成設備**：特定重要設備の一部を構成する設備等のうち、特定妨害行為の手段として使用されるおそれがあるものを**省令**で規定

⑤ **重要維持管理等**：特定重要設備の機能維持又は役務の安定的な提供において重要、かつ妨害行為の手段として使用されうるものを**省令**で規定

## ＜重要維持管理の例＞

維持管理（システムの保守点検等）、操作（システムの運用等）

# 一般港湾運送事業の規制対象（案）

- 今後、政省令において、特定社会基盤事業や特定社会基盤事業者の指定基準、特定重要設備等について、以下のとおり定める予定。

対象分野（法律）/ 特定社会基盤事業 の指定（政令）	特定社会基盤事業者の 指定基準（省令）	特定重要設備 （省令）	構成設備 （省令）	重要維持管 理等 （省令）
一般港湾運送事業	<p>年間コンテナ取扱量が80万個以上の 港湾のコンテナターミナルにおいて、コンテ ナ荷役を行う者</p> <p>※京浜港（東京港、川崎港、横浜港） 名古屋港 大阪港 神戸港 博多港</p>	<p>ターミナルオペレーション システム（TOS）</p> <p>※船舶へのコンテナの積込に 関する計画の作成等を 総合的に行うことから対象 とする。</p> <p>※対象の港湾において使用す るものに限る。</p>	<p>・計画の作成等に係 るサーバー装置 ・計画の作成等に係 るソフトウェア</p>	<p>・維持管理 ・操作</p>

<政令>  
改正法に規定された  
「一般港湾運送事業」  
をそのまま規定

<指定基準の考え方>

- ・コンテナ取扱量の多い5港湾を対象に設定
- ・我が国全体のコンテナ取扱貨物量の約3/4をカバー

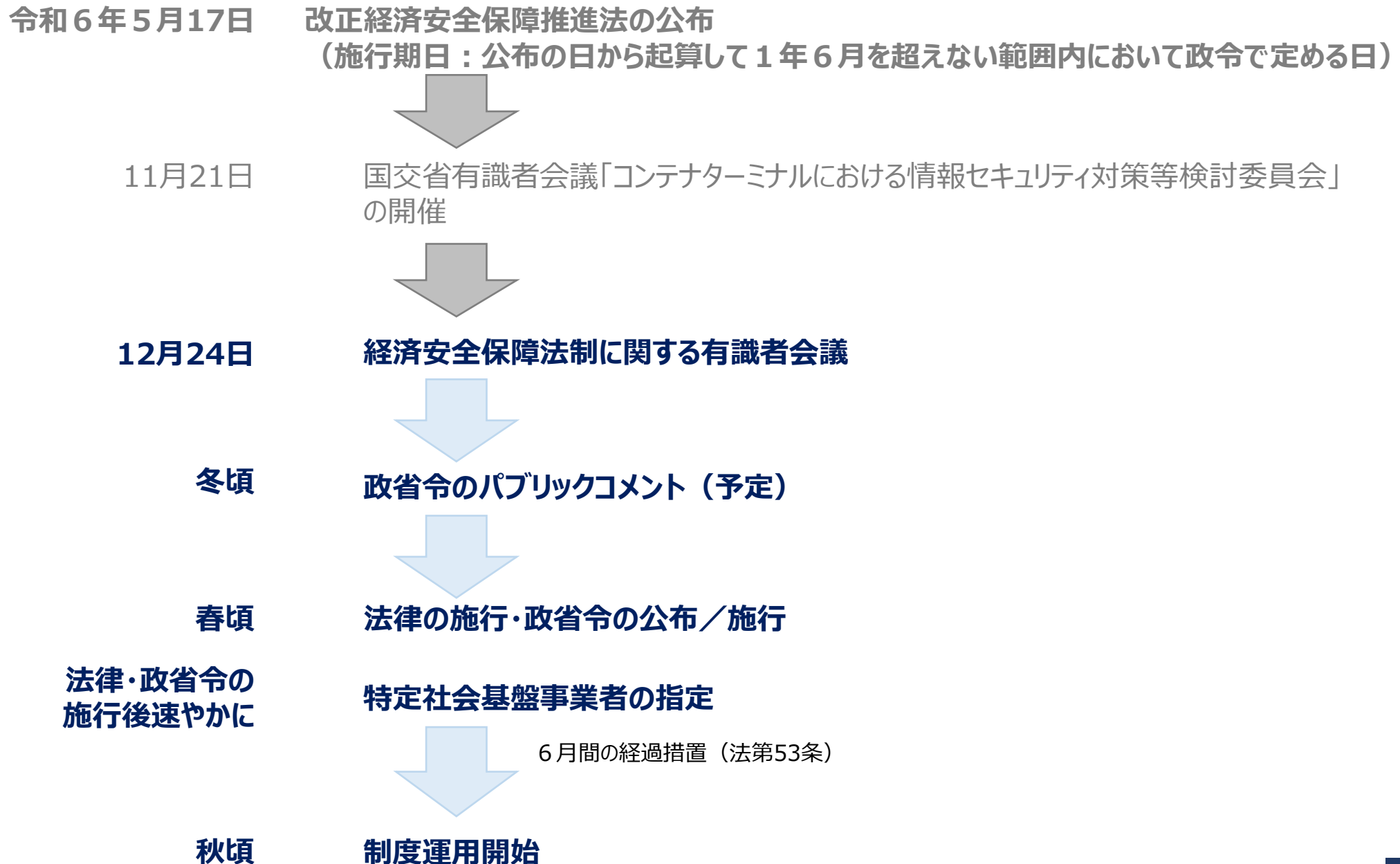
※港湾ごとのコンテナ取扱量は港湾統計  
（基幹統計）により毎年調査。

ターミナルオペレーションシステムとは、  
コンテナターミナルにおいて、

- ①船舶へのコンテナの積込に関する計画の作成
- ②コンテナの配置計画の作成
- ③コンテナの配置の状況の管理

を総合的に行う情報処理システム

# 一般港湾運送事業追加に向けたスケジュール



1. 一般港湾運送事業追加に向けた準備状況
2. 医療分野の追加に関する検討
3. 参考資料

# 基幹インフラ制度への医療分野の追加に関する検討の経緯と今後の検討方針

- 基幹インフラ制度への医療分野の追加については、第9回経済安全保障法制に関する有識者会議（令和6年1月29日）及び第6回経済安全保障推進会議（令和6年1月30日）において、以下のとおりとされた。

① **個別の医療機関**については、特定社会基盤事業者として指定される者や、特定重要設備の対象となるシステムが想定されないことから、**基幹インフラ制度の対象としない方向**

② **医療DXに係るシステム**については、全国的なシステムである電子カルテ共有サービスや標準型電子カルテシステム等の検討を進める中で、**基幹インフラ制度の適用について引き続き検討**を行っていく

- 一方、改正経済安全保障推進法の**衆・参の附帯決議**や**経済財政運営と改革の基本方針2024**（令和6年6月21日閣議決定）では、**基幹インフラ制度の対象に追加することを検討すること**とされた。

- **基幹インフラ制度への医療分野の追加については**、近年、医療機関がサイバー攻撃を受けているところ、
  - ・ 今後、**医療DXの推進**やそれに伴う**医療機関のシステム環境の変化**が見込まれること
  - ・ サイバー安全保障に関する有識者会議（※）で、**基幹インフラ等に関する情報共有の促進等が提言**されたことも踏まえ、**以下の方針で検討を進め、速やかに必要な対応を行う。**

（※）「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議」

① **個別の医療機関については**、基幹インフラ制度の対象となり得る**医療機関や特定重要設備等の検討を行い、令和7年度夏までに結論を得る。**

② **支払基金（※）については**、基幹インフラ制度の対象となり得る**特定重要設備等の検討を行い、令和7年度夏までに結論を得る。**

（※）「社会保険診療報酬支払基金」。厚生労働省は、医療DXの推進に当たり、同基金を改組し、診療報酬等の審査支払機能に加え、医療DXに係るシステムの開発・運用主体とする予定。



### ○ **個別の医療機関について**

- 安定的な医療提供体制全体を脅かすリスクシナリオ（サプライチェーン・リスク等）
- 基幹インフラ制度の対象として検討すべき医療機関
- 基幹インフラ制度の対象として検討すべき特定重要設備等

### ○ **支払基金について**

- 支払基金が行う医療DX業務を脅かすリスクシナリオ（サプライチェーン・リスク等）
- 基幹インフラ制度の対象として検討すべき特定重要設備等
- 医療DXについて国のガバナンスが強化される支払基金のサイバーセキュリティ基本法に基づく「指定法人化」の方針

1. 一般港湾運送事業追加に向けた準備状況
2. 医療分野の追加に関する検討
3. **参考資料**

# 参考資料 (港湾)

## 名古屋港統一ターミナルシステム(NUTS)概要

- コンテナの積みおろし作業、搬入・搬出等を一元的に管理するシステム
- 5つのコンテナターミナルにおける荷役機械、ゲート等と連携している
- 運用者は名古屋港運協会 名古屋港コンテナ委員会 ターミナル部会

## 経過

令和5年7月4日(火)午前6時30分

- NUTSに障害が発生
- 名古屋港の各コンテナターミナル(飛島北、飛島南、NCB、飛島南側、鍋田)のゲートを閉鎖し、コンテナ搬入・搬出作業を見合せ
- 船舶の荷役については、紙ベースで継続実施

7月6日(木)午前7時30分

- システムの復旧完了

7月6日(木)午後3時以降

- コンテナ搬入・搬出作業再開に向けたデータ入力作業等が完了したコンテナターミナルから、順次コンテナ搬入・搬出作業を開始

7月7日(金)より

- 通常どおり稼働開始

○障害の原因は不正プログラム(ランサムウェア※)への感染と想定される

※ランサムウェア:感染すると端末等に保存されているデータを暗号化して正常に動作しない状態にする不正プログラム

## 名古屋港のコンテナターミナル位置図



## 影響

令和5年7月4日から7月6日までの3日間において、

- 荷役スケジュールに影響が生じた船舶:37隻
- 搬入・搬出に影響があったコンテナ:約2万本(推計)

令和5年7月4日に発生した名古屋港のコンテナターミナルにおけるシステム障害を踏まえ、必要な情報セキュリティ対策等について検討を行うため、有識者等からなる委員会を設置。

## 有識者委員会における検討等

第1回 令和5年 7月31日	・名古屋港の事案の原因及び対応策の分析 ・システムを運用する名古屋港運協会等からのヒアリング
第2回 9月29日	<b>中間取りまとめ①【緊急的対策】</b> (情報セキュリティ対策、システム障害発生時の対応策)
第3回 11月30日	<b>中間取りまとめ②【制度的措置】</b> (サイバーセキュリティ政策及び経済安全保障政策における港湾の位置付け)
第4回 令和6年 1月24日	<b>取りまとめ</b> (港湾運送事業法、サイバーセキュリティ基本法及び経済安全保障推進法の観点から必要な制度的措置)
第5回 令和6年 11月21日	・情報セキュリティ対策等に関する制度的措置のフォローアップ ・一般港湾運送事業に係る経済安全保障推進法の基幹インフラ制度の運用開始に向けた指定基準等についての議論  ほか

## 検討委員会 委員

下線: 令和6年度から追加

(有識者)

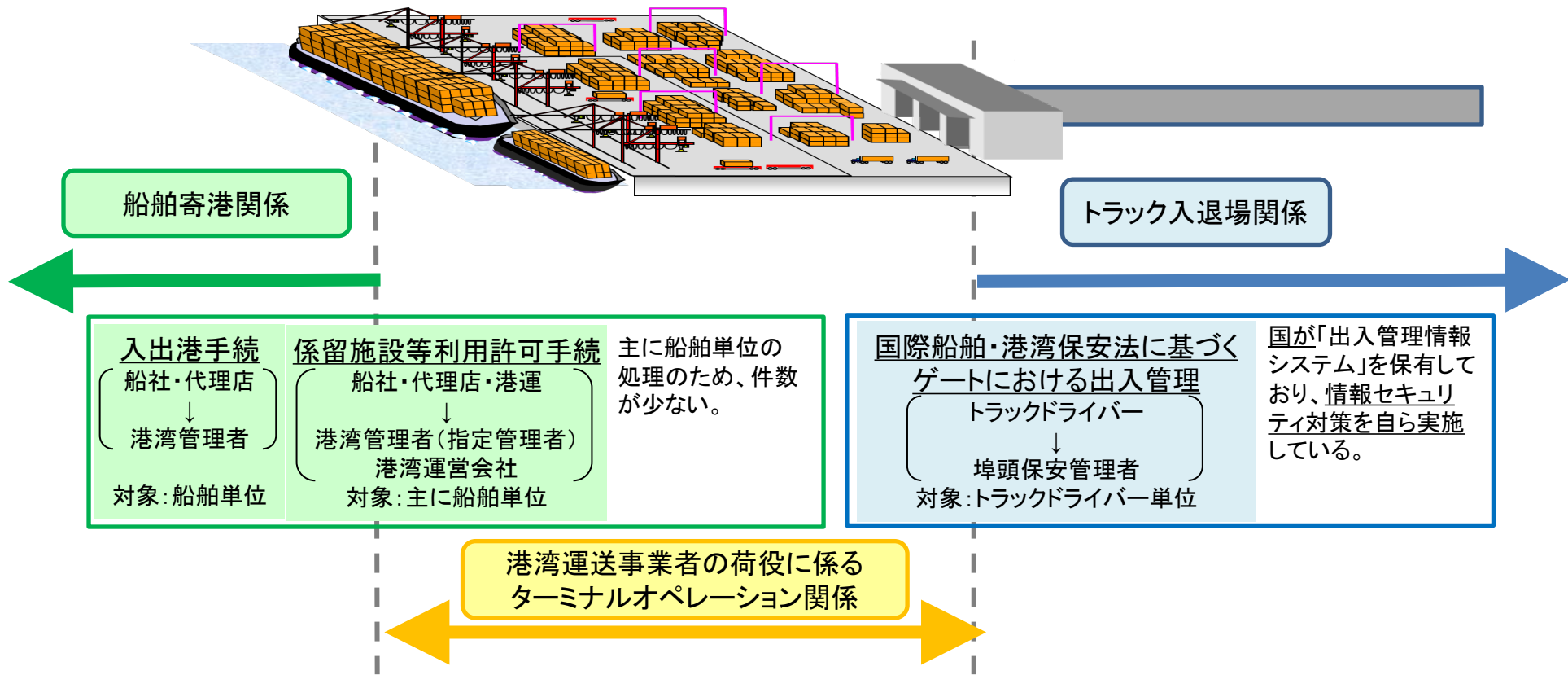
岩井 博樹 株式会社サイト 代表取締役  
小野 憲司 京都大学経営管理大学院 客員教授 <委員長>  
北尾 辰也 国土交通省最高情報セキュリティアドバイザー  
椎木 孝斉 一般社団法人JPCERTコーディネーションセンター 理事  
柴崎 隆一 東京大学大学院工学系研究科システム創成学専攻 准教授

(関係事業者等)

鎌田 裕司 名古屋港管理組合 専任副管理者(港湾管理者)  
川村 操 三菱倉庫株式会社 常務執行役員(港湾運送事業者)  
北田 彰 商船港運株式会社 取締役執行役員  
(神戸国際コンテナターミナル)  
戸谷 洋子 静岡県交通基盤部 港湾局長(港湾管理者)  
中塚 勝弘 名古屋港運協会 常務理事  
名村 悦郎 一般社団法人日本港運協会 理事  
人見 伸也 横浜川崎国際港湾株式会社 代表取締役社長  
(港湾運営会社連絡協議会 会長)

(行政関係者)

佐々木 明彦 内閣官房国家安全保障局  
内閣府政策統括官(経済安全保障担当)付参事官(特定社会基盤役務担当)  
杉本 貴之 内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター 内閣参事官  
中山 泰宏 国土交通省総合政策局 情報政策課長  
稲田 雅裕 国土交通省港湾局長



船舶寄港関係

トラック入退場関係

<p><b>入出港手続</b>                  (船社・代理店)                  ↓                  港湾管理者                  対象: 船舶単位</p>	<p><b>係留施設等利用許可手続</b>                  (船社・代理店・港運)                  ↓                  港湾管理者(指定管理者)                  港湾運営会社                  対象: 主に船舶単位</p>	<p>主に船舶単位の処理のため、件数が少ない。</p>
---	---	-----------------------------

<p><b>国際船舶・港湾保安法に基づく</b>                  ゲートにおける出入管理                  (トラックドライバー)                  ↓                  埠頭保安管理者                  対象: トラックドライバー単位</p>	<p>国が「出入管理情報システム」を保有しており、情報セキュリティ対策を自ら実施している。</p>
---	---

港湾運送事業者の荷役に係るターミナルオペレーション関係

<p><b>港湾運送事業者の荷役業務</b>                  (港湾運送事業者)                  対象: コンテナ単位</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンテナ単位でデータ管理をする必要があり、処理すべき情報が膨大。</li> <li>・ターミナルオペレーションシステム(TOS)が有する機能により、これらの情報を処理。</li> </ul> <p>→コンテナターミナルの機能の安定的な提供に不可欠</p>	
<p>(ターミナルオペレーションシステム(TOS)の機能)</p>		
<p><b>本船プランニング</b>                  船舶への貨物の積込、船舶からの貨物の取卸に対する計画の管理</p>	<p><b>ヤードプランニング</b>                  コンテナターミナル内におけるコンテナの配置計画等の管理</p>	<p><b>ヤードオペレーション</b>                  コンテナターミナル内におけるコンテナの管理・監視等</p>
<p><b>全体管理</b> 各機能を総合的に管理するとともに、ゲート管理や外部システムとの連携を行う</p>		

対象分野（法律）/ 特定社会基盤事業 の指定（政令）	特定社会基盤事業者の 指定基準（省令）	特定社会基盤事業者 として指定された者 （令和6年10月17日時点）	特定重要設備 （省令）	重要維持 管理等 （省令）	構成設備 （省令）
④ 水道 簡易水道事業以外の 水道事業	<p>給水人口：100万人超</p> <p>※応援給水による代替供給が困難となる水準として、給水人口100万人超を設定。</p>	<p>札幌市（札幌市水道事業） 仙台市（仙台市水道事業） さいたま市（さいたま市水道事業） 千葉県（千葉県水道事業） 東京都（東京都水道事業） 神奈川県（神奈川県水道事業） 横浜市（横浜市水道事業） 川崎市（川崎市水道事業） 名古屋市（名古屋市水道事業） 京都市（京都市水道事業） 大阪市（大阪市水道事業） 神戸市（神戸市水道事業） 広島市（広島市水道事業） 北九州市（北九州市水道事業） 福岡市（福岡市水道事業）</p>	<p>浄水施設の監視制御システム</p> <p>※浄水処理のため重要な中央制御を司ることから対象とする。</p>	<p>・維持管理 ・操作</p>	<p>・浄水処理の監視制御サーバ ・浄水処理の監視制御に関するOS（直接監視及び制御に関わらない補助的なものは除く） ・浄水処理の監視制御に関するミドルウェア（直接監視及び制御に関わらない補助的なものは除く） ・浄水処理の監視制御に関するアプリケーション（直接監視及び制御に関わらない補助的なものは除く）</p>
水道用水供給事業	<p>1日最大給水量：50万m<sup>3</sup>超</p> <p>※水道事業と同等の水準として設定。 ※利用者に直接供給する者ではないため、給水人口ではなく1日最大給水量で設定。</p>	<p>宮城県（仙南・仙塩広域水道用水供給事業） 埼玉県（埼玉県水道用水供給事業） 愛知県（愛知県水道用水供給事業） 沖縄県（沖縄県水道用水供給事業） 北千葉広域水道企業団（北千葉広域水道用水供給事業） 神奈川県内広域水道企業団（神奈川県内広域水道用水供給事業） 大阪広域水道企業団（大阪広域水道企業団水道用水供給事業） 阪神水道企業団（阪神水道企業団用水供給事業）</p>	—	—	—
簡易水道事業	—	—	—	—	—

対象分野（法律）/ 特定社会基盤事業 の指定（政令）		特定社会基盤事業者の 指定基準（省令）	特定社会基盤事業者 として指定された者 （令和6年10月17日時点）	特定重要設備 （省令）	重要維持 管理等 （省令）	構成設備 （省令）
⑤ 鉄道	第一種鉄道事業	旅客営業キロ： <b>1,000km以上</b> ※中長距離輸送における大量、高速、 定時性の観点から、代替困難性に着 目して設定。	東日本旅客鉄道株式会社 西日本旅客鉄道株式会社 北海道旅客鉄道株式会社 九州旅客鉄道株式会社 東海旅客鉄道株式会社	<b>列車運行管理システム</b> ※列車運行のため重要な進路 制御を集中的に行うことから対 象とする。	・維持管理 ・操作	・進路制御系に係るサーバ装置 ・進路制御系に係るネットワーク装 置 ・OS ・進路制御系に係るプログラム
⑥ 貨物自動車運 送	一般貨物自動車運 送事業	・実車キロ、輸送トン、車両 数のシェア： <b>いずれも5% 以上</b> かつ ・全国に営業所を設置 ※それぞれのシェアのカバー率に着目 し、その3割程度をカバーできる数値 として設定。併せて全国に6万事業 者存在する業界特性・振替輸送によ る代替可能性にも着目して設定。	ヤマト運輸株式会社 日本通運株式会社 佐川急便株式会社	<b>輸配送管理システム</b> ※配送される貨物の中央管理 を司ることから対象とする。		・動態管理に係るサーバ装置 ・動態管理に係るプログラム
⑦ 外航貨物	貨物定期航路事業 及び不定期航路事 業のうち、主として本 邦の港と本邦以外 の地域の港との間に おいて貨物を運送す るもの	輸送量、運航隻数のシエ ア： <b>いずれも10%以上</b> ※輸送量、運航隻数のカバー率に着 目し、その半数程度をカバーできる数 値として設定。	日本郵船株式会社 株式会社商船三井 川崎汽船株式会社	<b>荷役管理システム</b> ※貨物の積卸に必要な配置 計画を一元作成することから対 象とする。		・積付け計画作成に係るサーバ装 置 ・積付け計画作成に係るソフトウェ ア



対象分野（法律）/ 特定社会基盤事業 の指定（政令）	特定社会基盤事業者の 指定基準（省令）	特定社会基盤事業者 として指定された者 （令和6年10月17日時点）	特定重要設備 （省令）	重要維持 管理等 （省令）	構成設備 （省令）
⑧ 航空 国内定期航空運送事業 国際航空運送事業	特定本邦航空運送事業者における国際線及び国内線の運航便数のシェア： <b>25%以上</b> ※運航便数のカバー率に着目し、その半数以上をカバーできる数値として設定。	全日本空輸株式会社 日本航空株式会社	<b>飛行計画作成システム</b> ※航空機の運航に不可欠な飛行計画を作成することから対象とする。		・計画作成に係るサーバ装置 ・OS ・計画作成に係るプログラム
⑨ 空港 空港の設置及び管理を行う事業 空港に係る公共施設等運営事業	・年間旅客数： <b>1,000万人以上</b> かつ ・ <b>国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点</b> となる空港（国管理空港を除く）を管理・運営 ※社会経済上のインパクトが大きい大規模空港をカバーするものとして、年間旅客数に着目して設定（国管理空港は指定対象外）。	成田国際空港株式会社 新関西国際空港株式会社 関西エアポート株式会社 福岡国際空港株式会社 北海道エアポート株式会社 中部国際空港株式会社	<b>飛行場灯火定電流調整装置システム</b> ※航空機の安全な離着陸を援助する灯火の制御を司ることから対象とする。	・維持管理 ・操作	・制御基板 ・操作・監視表示パネル ・電流制御ソフトウェア

# 参考資料 (医療)

# 改正経済安保推進法における衆参の附帯決議及び骨太の方針2024

## 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議 (令和6年4月9日 衆議院内閣委員会)

- 一 医療DXの進歩を考慮して、基幹インフラ制度の対象に追加することを検討すること。
- 二～四 (略)

## 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議 (令和6年5月9日参議院内閣委員会)

- 一 (略)
- 二 医療DXの推進に関する取組を実施していく中で、セキュリティ対策の強化を図りながら、引き続き基幹インフラ制度の対象に追加することを精査、検討すること。
- 三～五 (略)

## 「経済財政運営と改革の基本方針2024」 (令和6年6月21日閣議決定)

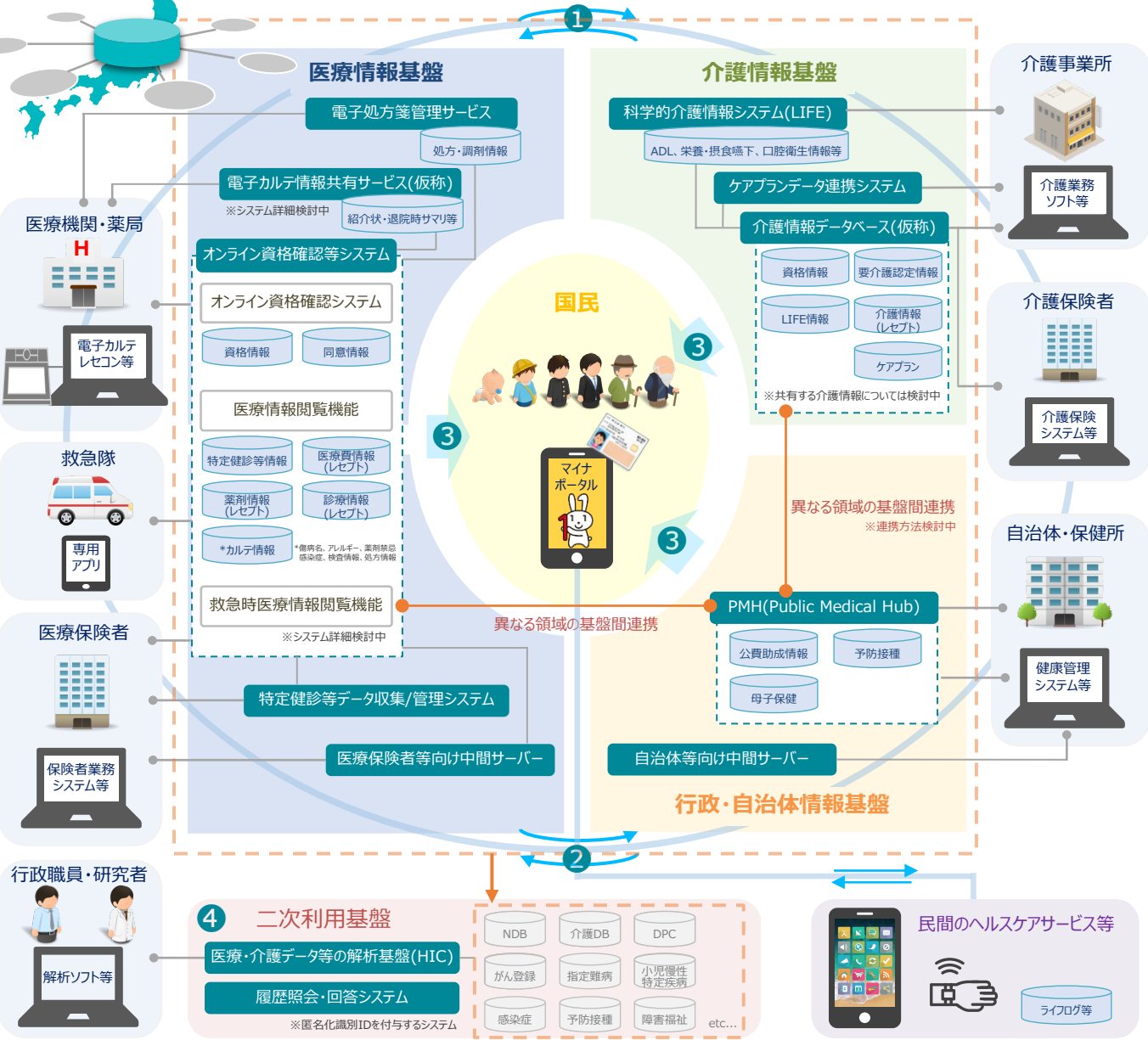
### 第2章 7. 持続的な経済成長の礎となる国際環境変化への対応

#### (2) 経済安全保障

法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化するとともに、同盟国・同志国等と連携しつつ、経済安全保障を確保する。国家安全保障局を司令塔とする政府全体での経済安全保障の推進体制を強化する。経済安全保障に資するインテリジェンス能力を強化するため、人的情報を含む情報の収集・分析に必要な体制を整備する。経済安全保障に関し、地方公共団体との連携に取り組む。産業が抱えるリスクを点検しつつ、経済安全保障推進法の着実な施行と取組の強化を行う。重要物資の供給上の課題について、不断の点検・評価を行った上で、国際連携による透明、強靱で持続可能なサプライチェーン構築を含め、安定供給確保のための施策を進める。先端的な重要技術を育成するとともに、国際協力推進に向けた技術流出対策、安全・安心に関するシンクタンクの設定準備を進める。基幹インフラ制度について、医療分野の追加を含む不断の検討を行う。国際通信における自律性向上を含め、重要なインフラの強靱化に取り組む。

(以下略)

全国医療情報プラットフォーム



「医療DXのユースケース・メリット例」

1 救急・医療・介護現場の切れ目ない情報共有

- ✓ 意識不明時に、検査状況や薬剤情報等が把握され、迅速に的確な治療を受けられる。
- ✓ 入退院時等に、医療・介護関係者で状況が共有され、より良いケアを効率的に受けられる。

2 医療機関・自治体サービスの効率化・負担軽減

- ✓ 受診時に、公費助成対象制度について、紙の受給者証の持参が不要になる。
- ✓ 情報登録の手間や誤登録のリスク、費用支払に対する事務コストが軽減される。

3 健康管理、疾病予防、適切な受診等のサポート

- ✓ 予診票や接種券がデジタル化され、速やかに接種勧奨が届くので能動的でスムーズな接種ができる。予診票・問診票を何度も手書きしなくて済む。
- ✓ 自分の健康状態や病態に関するデータを活用し、生活習慣病を予防する行動や、適切な受診判断等につなげることができる。

4 公衆衛生、医学・産業の振興に資する二次利用

- ✓ 政策のための分析ができることで、次の感染症危機への対応力強化につながる。
- ✓ 医薬品等の研究開発が促進され、よりよい治療や確かな診断が可能になる。

二次利用データベース群(例)

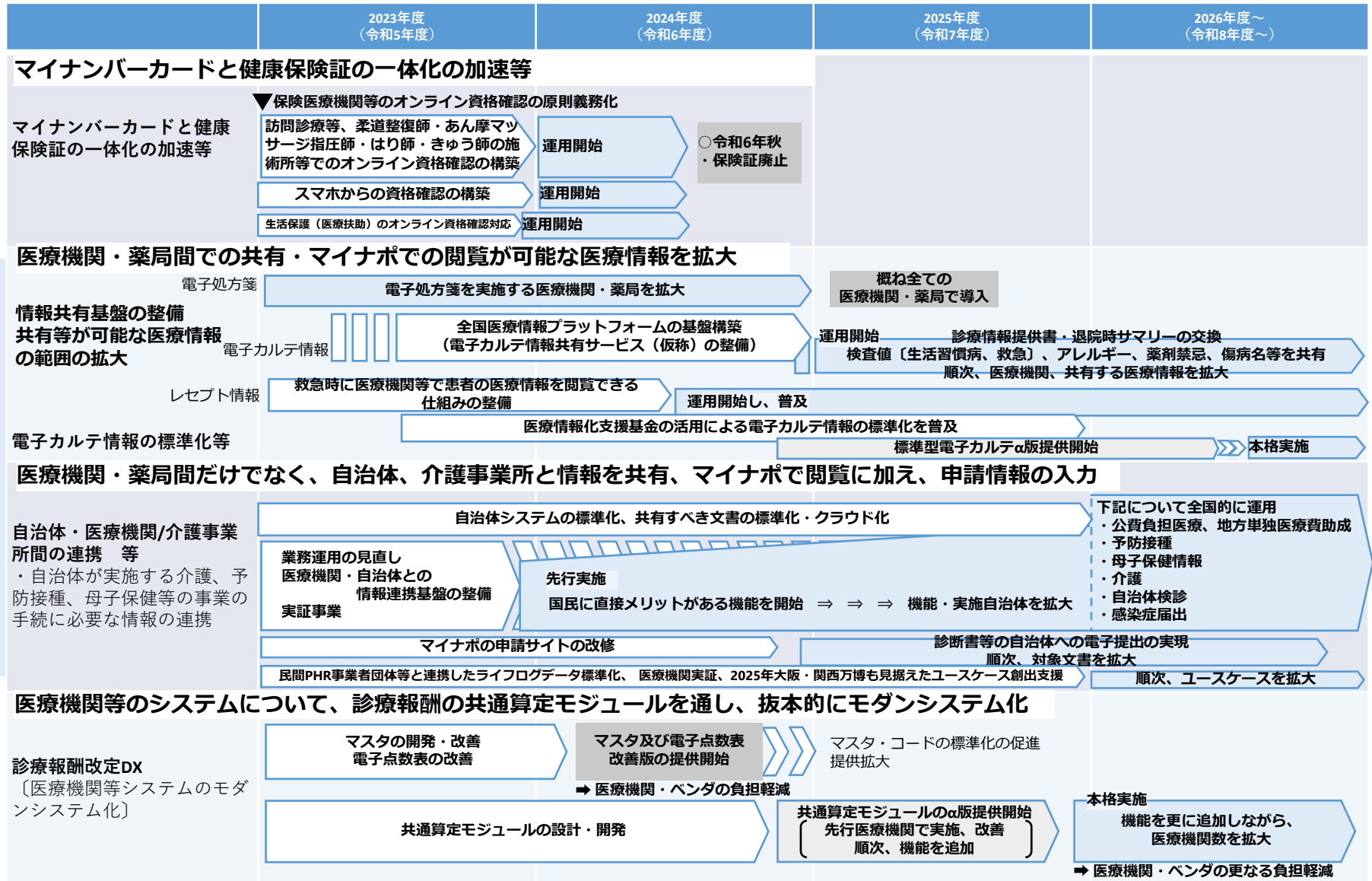
NDB	介護DB	DPC
がん登録	指定難病	小児慢性特定疾病
感染症	予防接種	障害福祉

各DBのデータ連携 → 解析基盤

行政職員・研究者 医薬品産業等

# 医療DXの推進に関する工程表〔全体像〕

全国医療情報プラットフォームの構築



# 社会保険診療報酬支払基金の抜本改組について

～医療DXの推進に関する工程表（抜粋）～

## （5）医療 DX の実施主体

医療 DX に関する施策について、**国の意思決定の下で速やかにかつ強力に推進**していくため、医療 DX に関連するシステム全体を統括し、機動的で無駄のないシステム開発を行う必要がある。このため、オンライン資格確認等システムを拡充して行う全国医療情報プラットフォームの構築、及び診療報酬改定 DX 等本工程表に記載された施策に係る業務を担う主体を定める。具体的には、社会保険診療報酬支払基金が行っているレセプトの収集・分析や、オンライン資格確認等システムの基盤の開発等の経験やノウハウを生かす観点から、**同基金を、審査支払機能に加え、医療 DX に関するシステムの開発・運用主体の母体とし、抜本的に改組**する。

この改組にあたっては、**地方関係者の参画を得つつ、国が責任をもってガバナンスを発揮できる仕組みを確保し、絶えず進歩する IoT 技術やシステムの変化に柔軟に対応して一元的な意思決定が可能となる仕組みとする**とともに、既存の取組を効果的に取り入れられるよう、体制を構築する。この観点から、具体的な組織のあり方、人員体制、受益者負担の観点を踏まえた公的支援を含む運用資金のあり方等について速やかに検討し、必要な措置を講ずる。

# サイバーセキュリティ基本法の指定法人の考え方について

サイバーセキュリティ戦略本部 第10回会合 資料1より抜粋（平成28年10月12日）

## 基本法第13条の規定に基づき戦略本部が指定する法人（指定法人）について

- 特殊法人・認可法人は、その行う業務や保有する情報も様々であることから、当該法人におけるサイバーセキュリティが確保されない場合に生ずる国民生活又は経済活動に及ぼす影響を勘案して、サイバーセキュリティ戦略本部が指定。

①から④の要件に該当するかを検討

①国の業務との一体性

②保有情報の機微性、業務の国民生活・経済活動へ与える影響

③法人の自主的な対策のみに委ねることの適切性

④NISCの知見・能力の活用可能性

※ 自主的な対策に委ねた場合に必要対策が講じられず、重大かつ深刻な事象を発生させた、又は発生させるおそれがあること

※ (NISCが行ってきた)インターネット接続口にセンサーを設置した監視による実効性あるセキュリティ対策が図られること

以下の法人を指定

- 公的年金関係
  - 日本年金機構
  - 全国市町村職員共済組合連合会
  - 国家公務員共済組合連合会
  - 地方公務員共済組合連合会
  - 日本私立学校振興・共済事業団
  - 地方職員共済組合
  - 公立学校共済組合
- マイナンバー関係
  - 地方公共団体情報システム機構

# 医療機関の種類のイメージについて

## 病院

8,122病院

病院医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、二十人以上の患者を入院させるための施設を有するもの（医療法第1条の5第1項）

○ 1つの法人で複数の医療機関を開設・運営し、広域的に医療を提供しているものとして、例えば、以下のものがある。

※ 令和5年医療施設（静態・動態）調査における病院数上位5法人

・独立行政法人国立病院機構	140病院
・日本赤十字社（日赤）	91病院
・社会福祉法人恩賜財団済生会（済生会）	83病院
・独立行政法人地域医療機能推進機構	57病院
・独立行政法人労働者健康安全機構	32病院

令和5年医療施設（静態・動態）調査（令和5年10月1日時点）より作成

○他に、病院のうち一定の機能を有する病院として厚生労働大臣または都道府県知事が認めるものとして、例えば、以下のものがある。

・地域医療支援病院 (地域医療を担うかかりつけ医、かかりつけ歯科医の支援等)	700病院
・特定機能病院（高度の医療の提供等）	88病院
・臨床研究中核病院 (臨床研究の実施の中核的な役割を担う病院)	15病院
・救命救急センター (重篤救急患者の医療の確保等)	307病院

令和6年版厚生労働白書、救急医療対策事業実施要綱より作成